

西原町地域公共交通協議会規約

（目的）

第1条 西原町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な公共交通手段の確保その他旅客運送の利便の増進を図るため、地域公共交通計画の策定及び実施並びに地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1西原町役場内に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 西原町副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (4) 沖縄県企画部長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 浦添警察署長又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(10) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者

(11) 西原町民又は利用者の代表

(12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

3 委員は、やむを得ない事由のため協議会に出席できないときは、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。ただし、学識経験者及び公募による委員にあつては代理の者を出席させることはできない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 協議会に会長をおき、副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって協議会の議決を行うことができる。

5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は西原町役場企画財政課に置く。

2 地域公共交通に関する相談等の連絡窓口は事務局に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置き、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 監査委員は、毎年度3月末までに会計監査を実施し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員は協議会に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 委員の報酬及び費用弁償は、西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年西原町条例第46号）に準じて支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。